

# 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」 「モバイル検討会フォローアップ」関係資料

---

**2019年9月11日**  
**株式会社NTTドコモ**

**1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係**

**(1) ウェブによるMNP手続の実現・強引な引止めに関する実態把握**

**当社の見解/回答**

➤ 当社では、お客さまご自身でMNP手続きを実施いただけるWEBサイトを、2006年10月より開設しております。

## 1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

### (2) MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討

#### 当社の見解/回答

- 現時点において、帯域幅の柔軟な変更自体の要望はございませんが、関連する要望として、一部MVNOより、申込手続きの簡略化や期間短縮等に係る要望を伺っております。
- 柔軟な帯域幅変更の実現にあたっては、応分負担の観点、MNOの設備投資インセンティブの観点及びMVNO観点から以下の課題があると考えております。
  - ・現状においても、設備を作るMNOと設備を借りるMVNOとの間で必要となる設備容量に差分が生じており、現時点においても公平性の観点から課題あり
  - ・現状の不公平なコスト負担の更なる拡大につながりMNO-MVNO間の応分負担の観点から、接続料体系の見直しも含めた検討が必要
  - ・多数の人員確保や開発等が必要となるが、係る費用はMVNOが負担すべきものであり、接続料等の上昇につながる
  - ・設備の非効率的な利用につながり、MNOの設備投資インセンティブを損なう
  - ・IoT中心のMVNOや、小規模MVNOの負担増
  - ・既に創意工夫を行っているMVNOのインセンティブを損なう
- なお、帯域幅変更工事を含め、重要通信の確保を目的としたネットワーク工事の規制期間（工事中止期間）等が存在するため、工事を毎日実施することはできません。
- 今後、本件に係る要望があれば、具体的な内容をお伺いし、実現方法を検討いたします。

## 1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

### (3) SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握

#### 当社の見解/回答

- 当社からMVNOへSIMカードを納品するにあたっては、MVNOから書面での要求を受けた後、ベンダからSIMカードの調達等に3ヶ月を要します。
- SIMカードの調達に係るスケジュールについては、当社とMVNO間で締結している契約書に定めております。
- なお、当社がMVNOへ貸与するSIMカードについては、開通期限等は設けておらず、MVNO側で自らが提供するサービス動向を踏まえた戦略的な在庫管理が可能です。
- ただし、MVNOが当社の貸与するSIMカードに電話番号を登録後、開通処理をしていない（半黒ロム等）場合は、番号の有効利用の観点から電話番号を登録した日からの開通期限を設けております。

**1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係**

**(4) HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明**

**当社の見解/回答**

- 当社は既に機能提供を実現及び提供申込みに至った複数のMVNOに対して、MVNOが負担する金額及びその根拠等に関する説明を書面にて実施しております。
- 今後、他MVNOから同機能に係る要望があり、提供申込みに至った場合は、同様にMVNOが負担する金額等に関する説明を書面にて実施していく予定です。

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

(5) MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示

**当社の見解/回答**

- 一部MVNOより、迷惑メールフィルタに係る要望があり、当社の迷惑メール設定において、MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われない基準の提示を実施しております。
- 今後、他MVNOから要望があれば、協議等を通じて具体的に内容を確認し、MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われない基準の提示を実施していく予定です。

## 1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

### (6) キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討

#### 当社の見解/回答

- 現時点において、MVNOより本件に係る要望はございません。
- キャリアメールの転送サービスを実現するにあたっては、「電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同ヒアリング後の追加質問に対する回答（2009年3月31日）」にてお伝えした以下の課題に加え、Eメールサービスを提供するプロバイダ等も含めた検討及び開発等が必要となると考えております。
  - ・携帯電話契約がないユーザの顧客情報管理と料金回収方法
  - ・メールアドレス登録や複数回移転した際等のユーザの具体的対応方法
  - ・転送期間
  - ・サービス品質を踏まえた事業者間の運用方法
  - ・費用負担のあり方
- 今後、本件に係る要望があれば、具体的な内容をお伺いし、実現方法を検討いたします。

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

(7) 一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示

**当社の見解/回答**

➤ 当社が販売する端末については、MVNOにおいてもテザリングをご利用いただけます。



## 1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

**(8) 一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力**

### 当社の見解/回答

➤ モバイル検討会報告書において、「必要な協力を行うよう総務省からMNOへ要請」とされているところ、要請があった場合には真摯に対応していく考えです。

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

(9) MNOからMVNOへの端末の提供に関する協議状況の実態把握

**当社の見解/回答**

➤ 現時点において、MVNOへ端末の提供に係る取組みは行っておりません。

## 2. 中古端末の国内流通促進関係

**(11) 下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応**

### 当社の見解/回答

- 当社では、下取りした端末を第三者に販売するにあたり、第三者に対し国内市場での販売を制限している事実はなく、また、これまでもお客さまより回収した端末は、データを初期化した上で、アフターサービス用としての再利用、メーカーやパートナー企業等の事業者への売却等、経済合理性に基づき処理しており、中古端末の流通・販売を制限しているものではありません。

## 2. 中古端末の国内流通促進関係

### (12) 中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応

#### 当社の見解/回答

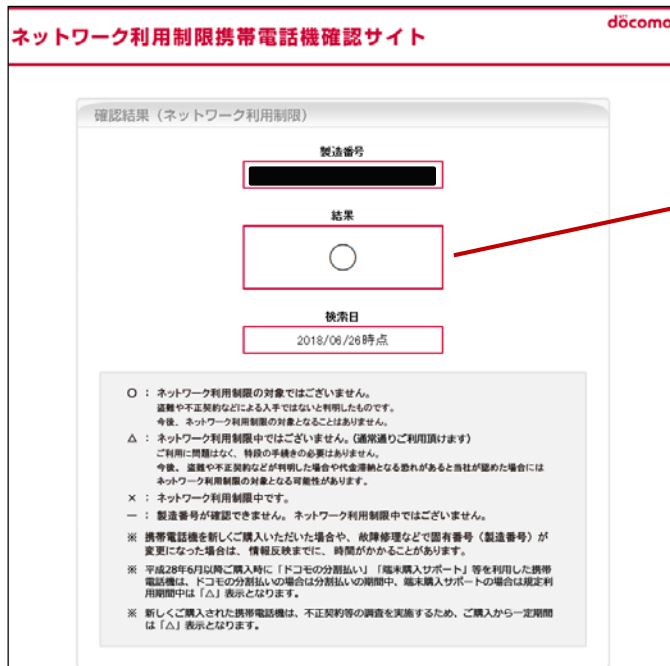
➤販売後の端末のSIMロックの解除については、2011年4月以降、「SIMロック解除ガイドライン」を踏まえ、率先して取組みを実施しており、2018年8月28日付「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正を受け、2019年2月20日より、中古端末のSIMロック解除に対応（WEBでの無料受付にも対応）するとともに解約後のSIMロック解除可能期間（解約後100日以内）の制限を撤廃いたしました。

## 2. 中古端末の国内流通促進関係

### (14) MNOによる盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開

#### 当社の見解/回答

➤ 端末代金の支払い状況について、その支払い又は不払いが確認された翌々日までに、当社の「ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト」に反映されるよう、2018年12月19日より対応いたしました。



「ネットワーク利用制限」対象であるかの判定について、システム対応化を実施

3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

(15) 利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現

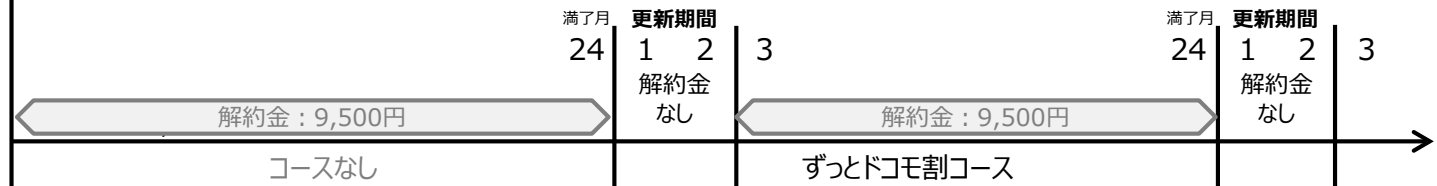
当社の見解/回答

- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 報告書（2018年4月）」に基づく行政指導を踏まえ、2年契約の解約金が不要となる更新期間について、これまで25～26か月目（2か月間）としていたところ、2019年3月に定期契約が満了を迎えるお客さまから、24～26か月目（3か月間）に拡大いたしました。
- 2年契約の見直しについては、今後、省令及びガイドラインを踏まえ、改正法に適合した料金プラン等の策定を検討していく考えです。

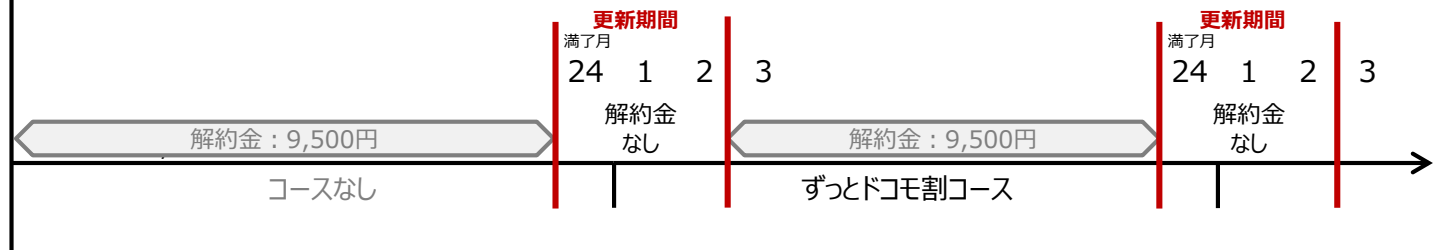
【更新期間の拡大イメージ】

(参考)

2019年3月以前の2年定期契約



2019年3月以降の2年定期契約  
(更新期間を3か月に拡大)



### 3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

#### (17) 残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応

#### 当社の見解/回答

- 通信料金と端末代金を分離した新たな料金プラン（「ギガホ」・「ギガライト」）の導入に伴い、端末販売については定価販売を基本としているところですが、お客さまにとってお買い求めいただきやすい仕組みとして、ハイエンド端末において、端末返却を条件に端末代金の一部を支払不要とする「スマホおかえしプログラム」を、2019年6月1日より提供しております。
- なお、このプログラムは分離モデルとして、端末の返却のみを適用条件としており、同プログラムへの再加入や通信契約の継続を条件としておりません。

### 3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

(18) 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内

(19) 利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施

#### 当社の見解/回答

- 利用実態に基づく適切な料金プランのご案内については、お客さまがご自身の契約状況や利用実態に合わせ、適切な料金プランを選択いただけるよう、以下の料金シミュレーションを提供しております。
  - ・2019年4月15日より、お客さまがご自身の利用状況を自ら入力することで、新たな料金プランを含めた適切な料金プランを分析することができる「おてがる料金シミュレーション」（当該シミュレーションの結果を踏まえ、お客さまが、オンライン手続きに進むことができる導線も整備）
  - ・2019年5月22日より、お客さまの直近3ヶ月の利用データ量をもとに、適切な料金プランが自動的に計算・分析される「しっかり料金シミュレーション」（当該シミュレーション結果を引き継ぎ、お客さまが簡易にオンライン手続きを行うことができるシステム対応も実施）
 なお、「しっかり料金シミュレーション」については、提供以来、8月25日現在で、約650万人のお客さまにご利用いただいております。
- また、上述の料金シミュレーションに加え、全国のドコモショップにおいて「料金相談フェア」を実施し、2018年5月の開始以来、約600万人のお客さまからご相談を承りました。
- その他、全国のドコモショップにて無料で「ドコモスマホ教室」を実施する等、お客さまの理解促進に努めております。



### 3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

#### (20) 月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討

#### 当社の見解/回答

- 通信料金と端末代金を分離した新たな料金プラン「ギガホ」・「ギガライト」については、短期間で大量に利用して解約することが可能となることから、ご契約中のお客さまとの公平性の確保の観点より、日割り計算を実施しておりません。
- また、「かけ放題オプション」・「5分通話無料オプション」については、月単位でのご利用を前提とした料金設定としているため、日割り計算を実施しておりません。仮に、日単位で、「かけ放題オプション」「5分通話無料オプション」を提供する場合は、その前提での料金設定が必要であると考えております。

### 3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

**(21) MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となつとするガイドラインへの対応**

**(22) MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応**

### 当社の見解/回答

- 端末購入時のキャッシュバックや値引き等行き過ぎた端末購入補助について、端末購入を条件とした割引等を受けない利用者との公平性、MVNOとの公正競争確保の観点から、当社はこれまでも「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に則り、端末購入補助の適正化に取り組んできたところです。
- 加えて、貴省より要請された「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）」（総基料第33号、令和元年6月20日）について、当社は、2019年6月20日に、本社・支社の営業部門に対して、メールやWEB会議での周知を実施するとともに、全販売代理店に対して、文書等により、改正法の趣旨や講ずべき措置等に係る周知・指導を図ったところです。
- 消費者庁からの要請（「携帯電話の店頭広告表示等の適正化について（令和元年6月25日）」）についても、速やかに対応するため、当社は、2019年7月5日に、全販売代理店に対して、条件付最安値表示等の適正化の徹底を要請しております。
- 今後とも、新たに策定された「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」等の規律の遵守徹底及び改正法施行後における適切な運用確保に向けた準備に努めてまいる考えです。